

各種申請特例について（8月分）

◎ 各種申請特例を用いる場合は、本資料のほか、「北九州市中小事業者月次支援金申請要領」を必ずご覧の上、郵送にて申請してください。

◆ 月間売上が50%以上減少した事業者は、先に国の月次支援金を申請いただくことが給付要件です。

◆ 月間売上が50%以上減少した酒類販売事業者のうち、本社が福岡県内かつ北九州市以外にある事業者は、先に国、福岡県の月次支援金を申請いただくことが給付要件です。

◆ 飲食店の休業・時短や外出自粛等の影響以外で、月間売上が50%以上減少した事業者のうち、本社が福岡市内にある事業者は、福岡市の「売上が減少した事業者への支援金」の対象となります（北九州市の月次支援金の対象とはなりません）。福岡市へ申請してください。

◆ 月間売上が30%以上50%未満減少した事業者のうち、本社が福岡県内かつ北九州市以外にある事業者は、先に福岡県の月次支援金を申請いただくことが給付要件です。

ただし、飲食店の休業・時短や外出自粛等の影響により月間売上が30%以上50%未満減少した事業者のうち、本社が福岡市内にある事業者は、福岡市の「売上が減少した事業者への支援金」の対象となります（北九州市の月次支援金の対象とはなりません）。福岡市へ申請してください。

◆ 酒類販売事業者で、2021年7月及び8月の月間売上が2019年又は2020年の同月比で2か月連続して、15%以上30%未満減少している事業者のうち、本社が福岡県内かつ北九州市外にある事業者は福岡県の月次支援金の対象となります（北九州市の月次支援金の対象とはなりません）。福岡県へ申請してください。なお、本社が福岡県外にある事業者は北九州市の月次支援金、福岡県の月次支援金のいずれも対象とはなりません。

◎ また、下記項目の申請にあたっては、特例用の申請書をお使いください。

◆ 2019年・2020年新規開業特例（様式第1-7号）

◆ 2021年新規開業特例（様式第1-7号）

◆ NPO法人・公益法人等特例（様式第1-8号）

◎ 各種申請特例の審査については通常よりも時間を要する場合があります。

目 次

1	提出書類等に関する特例	・・・ p. 3
2 - 1	2019年・2020年新規開業特例（中小法人等）	・・・ p. 4
2 - 2	2019年・2020年新規開業特例（個人事業者等）	・・・ p. 5
3 - 1	2021年新規開業特例（中小法人等）	・・・ p. 6
3 - 2	2021年新規開業特例（個人事業者等）	・・・ p. 7
4 - 1	NPO法人・公益法人等特例	・・・ p. 9
4 - 2	NPO法人・公益法人等特例 （2019年・2020年設立・認証の場合）	・・・ p.11
4 - 3	NPO法人・公益法人等特例 （2021年1月から3月の間に設立・認証の場合）	・・・ p.13
5	合併特例	・・・ p.15
6	連結納税特例	・・・ p.15
7	罹災特例	・・・ p.16
8	法人成り特例	・・・ p.16
9	事業承継特例	・・・ p.17

1 提出書類等に関する特例

(1) 該当要件

以下のア又はイのいずれかに該当すること

ア 2019年対象月同月及び2020年対象月同月をその期間内に含む全ての事業年度の確定申告書別表一の控え及び法人事業概況説明書の控えについて、合理的な理由により提出できないものと北九州市長が認める中小法人等であること

イ 2019年分又は2020年分の確定申告の義務がない又はその他合理的な理由により、確定申告書第一表の控えを提出できないものと北九州市長が認める個人事業者等であること

(2) 支給額の算定方法

申請要領に記載の算定方法と同じ。

(3) 提出書類

<中小法人等の場合>

申請要領「9（1～4）申請に必要な書類」の「確定申告書類（写し）」に代えて「提出できない事業年度の1事業年前の確定申告書別表一及び法人事業概況説明書の控え（收受日付印が押印されたもの）（写し）」又は「税理士の署名がある、月ごとの売上及び売上合計を証明する書類（写し）」を提出してください。

※ 2020年1月から同年12月までの間に法人を設立した場合で、「2019年・2020年新規開業特例（中小法人等）」を用いない場合は、通常申請にて2020年対象月同月をその期間内に含む全ての事業年度の確定申告書別表一及び法人事業概況説明書の控えを提出してください。

<個人事業者等の場合>

申請要領「9（1～4）申請に必要な書類」の「確定申告書類（写し）」に代えて「住民税の申告書類の控え（收受日付印が押印されたもの）（写し）」又は「当該年の前年分の確定申告書第一表の控え（收受日付印が押印されたもの）（写し）」を提出してください。

※ 收受日付印のない場合の扱いは、確定申告書第一表に收受日付印の場合の扱いに準じます。

※ 住民税の申告書類では、月ごとの売上が記載されていないため、基準年の年間売上合計を12で割って算出した額を給付額の算定に用います。

※ 2019年1月から同年12月までの間に開業した者であって、当該期間に個人事業収入を得ていない場合、又は、2020年1月から対象月同月までの間に開業した個人事業者で、青色申告を行っている者が、「2019年・2020年新規開業特例（個人事業者等）」を用いない場合は、2019年分の確定申告書類に代えて開業届出書又は事業開始等申告書を提出してください（開業年月日が2020年1月から同年の対象月と同月までの間であって、收受日付印等が押印されていることが必要です。）。

2-1 2019年・2020年新規開業特例（中小法人等）

（1）該当要件

以下のア及びイに該当し法人を設立した年を基準年とする法人であること

ア 2019年1月から2020年12月までの間に設立した法人であること

※ 2021年以降に法人を設立した場合はこの特例は適用できません。

※ 2020年1月から同年12月までの間に設立した法人で、当該期間に売上がなく、2021年1月から同年3月までの間に売上有る場合は、「3-1 2021年新規開業特例（中小法人等）」の適用が可能です。

イ 対象月の売上が、基準年の月平均の売上に比べて、30%以上減少したこと。

（2）支給額の算定方法

= 開業年の年間売上 ÷ 開業年の設立後月数（※1） - 2021年対象月の売上

（※1）法人を設立した日の属する月から同年12月までの月数とし、法人を設立した日の属する月も、操業日数にかかわらず、1か月とみなします。

（3）提出書類

申請要領「9(1～4)申請に必要な書類」に定める書類を提出してください(申請にあたっては、2019年2020年新規開業特例用の申請書(様式1-1号)をお使いください)。

なお、「確定申告書類（写し）」については、2019年に法人を設立した場合は、法人を設立した日の属する月から2020年の対象月と同じ月までをその期間内に含む全ての事業年度の法人確定申告書別表一の控え及び法人事業概況説明書の控えを提出してください。

2020年に法人を設立した場合は、法人を設立した日の属する月から2020年12月までをその期間内に含む全ての事業年度の法人確定申告書別表一の控え及び法人事業概況説明書の控えを提出してください。

2-2 2019年・2020年新規開業特例（個人事業者等）

（1）該当要件

以下のア及びイに該当し、開業年を基準年とする個人事業者等であること

ア 2019年1月から2020年12月までの間に開業した個人事業者等であること

※ 2021年以降に開業した場合はこの特例は適用できません。

※ 2020年1月から同年12月までの間に開業した個人事業者等で、当該期間に売上がなく、2021年1月から同年3月までの間に売上がある場合は、「3-2 2021年新規開業特例（個人事業者等）」の適用が可能です。

イ 対象月の売上が、基準年の月平均の売上に比べて、30%以上減少したこと。

（2）支給額の算定方法

= 基準年の年間売上 ÷ 基準年の開業後月数（※2） - 2021年対象月の売上

（※2）開業日の属する月から同年12月までの月数とし、開業日の属する月は、操業日数にかかわらず、1か月とみなします。

（3）提出書類

申請要領「9（1～4）申請に必要な書類」に定める書類に加えて、以下の書類を提出してください（申請にあたっては、2019年2020年新規開業特例用の申請書（様式1-1号）をお使いください）。

・以下のアからウのうちいずれかの書類

ア 開業・廃業等届出書（写し）（以下の要件を全て満たすもの）

- 開業日が2020年12月31日以前であること
- 届出書の収受日が2021年4月1日以前であること
- 収受日付印が押印（e-Taxによる提出の場合は、「受信通知」が添付）されていること

イ 事業開始等申告書（写し）（以下の要件を全て満たすもの）

- 事業開始の年月日が2020年12月31日以前であること
- 申告書の収受日が2021年4月1日以前であること
- 収受日付印等が押印されていること

ウ 上記ア及びイ以外で、開業日、所在地、代表者、業種及び書類発行/収受日が確認できる公的機関が発行/収受した書類（写し）（以下の要件を全て満たすもの）

- 事業開始の年月日が2020年12月31日以前であること
- 書類の発行/収受日が2021年4月1日以前であること

3-1 2021年新規開業特例（中小法人等）

（1）該当要件

以下のア及びイに該当し、2021年を基準年とする法人であること

ア 以下のいずれかに該当すること

（ア）2021年1月から同年3月までの間に設立した法人であること

（イ）2020年1月から同年12月までの間に設立した法人で当該期間に売上がなく、
2021年1月から同年3月までの間に売上があること

イ 対象月の売上が、上記ア（ア）の場合は2021年の法人を設立した日の属する月から3月までの月平均の売上に比べて、上記ア（イ）の場合は2021年1月から同年3月までの月平均の売上に比べて、30%以上減少したこと。

（2）支給額の算定方法

$$= 2021年1月から3月の売上合計 \div 法人設立日の属する月から2021年3月までの間の設立後月数（※3） - 2021年対象月の売上合計$$

（※3）法人設立日の属する月も、操業日数にかかわらず、1か月とみなします。

ただし、『（1）該当要件-ア-（イ）』に該当し、本特例を用いる法人は、設立後月数を3とします。

（3）提出書類

申請要領「9（1～4）申請に必要な書類」に定める書類を提出してください（申請にあたっては、2019年2020年新規開業特例用の申請書（様式1-1号）をお使いください）。

○『（1）該当要件ア（ア）』の場合

「確定申告書類（写し）」については、当該書類に代えて、2021年の法人設立日の属する月から3月までの間の月ごとの売上が記載された書類を提出してください。

○『（1）該当要件ア（イ）』の場合

「確定申告書類（写し）」については、当該書類に代えて、2021年の1月から同年3月までの間の月ごとの売上が記載された書類を提出してください。

3-2 2021年新規開業特例（個人事業者等）

※主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等は本特例を用いることはできません。

(1) 該当要件

以下のア及びイに該当し、2021年を基準年とする個人事業者であること

ア 以下のいずれかに該当すること

(ア) 2021年1月から同年3月までの間に開業した個人事業者であること

(イ) 2020年1月から同年12月までの間に開業した個人事業者で当該期間に売上がなく、2021年1月から同年3月までに売上があること

イ 対象月の売上が、上記（ア）の場合は開業年の月平均の売上に比べて、上記（イ）の場合は2021年1月から3月までの月平均の売上に比べて、30%以上減少したと。

(2) 支給額の算定方法

= 2021年1月から3月の売上合計 ÷ 開業日の属する月から2021年3月までの間の開業月数（※4） - 2021年対象月の売上

（※4）開業した月も、操業日数にかかわらず、1か月とみなします。

ただし、『(1) 該当要件ア（イ）』に該当し、本特例を用いる個人事業者は、開業月数を3とします。

(3) 提出書類

申請要領「9（1～4）申請に必要な書類」に加えて、以下の書類を提出してください（申請にあたっては、2019年2020年新規開業特例用の申請書（様式1-1号）をお使いください）。

○『(1) 該当要件ア（ア）』の場合

・以下のアからウのうちいずれかの書類

ア 開業・廃業等届出書（写し）（以下の要件を全て満たすもの）

- 開業日が2021年1月1日から同年3月31日の間であること
- 届出書の收受日が2021年5月1日以前であること
- 收受日付印が押印（e-Taxによる提出の場合は、「受信通知」が添付）されていること

イ 事業開始等申告書（写し）（以下の要件を全て満たすもの）

- 事業開始の年月日が2021年1月1日から同年3月31日の間であること
- 申告書の收受日が2021年5月1日以前であること
- 收受日付印等が押印されていること

ウ 上記ア及びイ以外で、開業日、所在地、代表者、業種及び書類発行/收受日が確認できる公的機関が発行/收受した書類（写し）（以下の要件を全て満たすもの）

- 事業開始の年月日が2021年1月1日から同年3月31日の間であること
- 書類の発行/收受日が2021年5月1日以前であること

なお、「確定申告書類（写し）」については、当該書類に代えて、2021年の開業日の属する月から同年3月までの間の月ごとの売上が記載された書類を提出してください。

○『(1) 該当要件ア（イ）』の場合>

・以下のアからウのうちいずれかの書類

ア 開業・廃業等届出書（写し）（以下の要件を全て満たすもの）

- 開業日が2020年1月1日から同年12月31日までの間であること
- 届出書の收受日が2021年4月1日以前であること
- 收受日付印が押印（e-Taxによる提出の場合は、「受信通知」が添付）されていること

イ 事業開始等申告書（写し）（以下の要件を全て満たすもの）

- 事業開始の年月日が2020年1月1日から同年12月31日までの間であること
- 申告書の收受日が2021年4月1日以前であること
- 收受日付印等が押印されていること

ウ 上記ア及びイ以外で、開業日、所在地、代表者、業種及び書類発行/收受日が確認できる公的機関が発行/收受した書類（写し）（以下の要件を全て満たすもの）

- 事業開始の年月日が2020年1月1日から同年12月31日までの間であること
- 書類の発行/收受日が2021年4月1日以前であること

なお、「確定申告書類（写し）」については、当該書類に代えて、2021年1月から同年3月までの間の月ごとの売上が記載された書類を提出してください。

4-1 NPO 法人・公益法人等特例

(1) 該当要件

特定非営利活動法人、公益法人等（※5）であって、対象月の法人事業収入が、基準月の法人事業収入と比べて、30%以上減少していること（※6）

（※5）法人税法別表2に規定する公益法人等に該当する法人

（※6）月ごとの法人事業収入を確認できない場合は、「基準月の属する事業年度（以下、「基準年度」という。）の月平均の法人事業収入」と「2021年の対象月の法人事業収入」とを比較することとします。

(2) 支給額の算定方法

= 2019年又は2020年の基準月の法人事業収入（※7、※8）

– 2021年対象月の法人事業収入（※8）

（※7）月ごとの収入が確認できない場合は、基準年度の年間法人事業収入を12で割って算出した額とします。

（※8）法人事業収入については、寄附金、補助金、助成金、金利等による収入等、株式会社等で営業外収益にあたる金額を除き、法人の事業活動によって得られた収入（国及び地方公共団体からの受託事業による収入や会費収入を含む。）のみを対象とします。ただし、以下の「寄付金等に関する要件」に全て該当する特定非営利活動法人は、受取寄附金、受取助成金・補助金（提出書類「基準年度の受取助成金・補助金の一覧の写し及びそれぞれの額の確定通知書」として提出があったものによる）による収入も法人事業収入に含めることができます。

「寄付金等に関する要件」

- ① 提出書類「活動計算書等の年間事業収入の確認書類」において、受取寄附金、受取助成金・補助金、会費収入の合計額（以下「寄付金等」という。）が事業活動と密接に関連しており、当該法人の基準年度の寄付金等の額を経常収益の額で除した割合が50%以上であること。
- ② 対象月の寄付金等及び事業収益の合計額（以下、「特定事業収入」という。）が、対象措置の影響により、基準月の特定事業収入と比べて、30%以上減少したこと。
（対象月及び基準月の特定事業収入が確認できるものによる。）
- ③ 提出書類「対象月及び基準年度の同月の月間の事業費支出額が確認できる書類」において、対象月について、以下のいずれかに該当すること。
（ア）対象月の事業費支出（経常費用のうち、事業を行うために直接要する費用であり、管理費に該当しないもの。以下同じ。）が、対象措置の影響により、基準月の事業費支出と比べて減少していること。
（イ）（ア）に該当しない場合であって、事業の性質上、対象措置の影響により、事業費支出を増加させる必要がある等の特別の事情が認められること。
- ④ 特定非営利活動促進法における特定非営利活動に係る事業について、基準年度の活動実績があること。

(3) 提出書類

申請要領「9（1～4）申請に必要な書類」に定める書類に加えて、以下の書類を提出してください。ただし、「確定申告書（写し）」「月間売上を確認できる書類（写し）」については、当該書類に代えて a、b を提出してください（申請にあたっては、NPO 法人・公益法人等特例用の申請書（様式 1 - 2 号）をお使いください）。

- a 2019 年及び 2020 年の対象月同月をその期間内に含む全ての事業年度の年間事業収入が確認できるもの(※9)。
例) 活動計算書、事業活動収支計算書、事業活動計算書、正味財産増減計算書
- b 対象月及び基準月の法人事業収入を確認できる書類（※10）
- c 「根拠法令に基づき公益法人等の設立について公的機関に認可等がされていることが確認できる書類等（写し）」
- d 基準年度の受取助成金・補助金（※11）の一覧（写し）及びそれぞれの額の確定通知書（※12）（写し）（※13）
- e 所轄庁に認証されていることがわかる書類（※13）
- f 対象月及び基準月の月間の事業費支出が確認できる書類（写し）（※13）
- g 基準年度の事業報告書のうち「事業の実施に関する事項」（写し）（※13）

(※9) 受取寄付金、受取助成金、補助金による収入を法人事業収入に含めて申請額を算定する場合は「寄付金等に関する要件」に該当するか判断するために必要な内訳を含むものとしてください。

また、当該書類を提出できないことについて、合理的な理由があるものと北九州市長が認める場合には、当該事業年度の 1 事業年度前の年間法人事業収入が確認できるもので代替することを認め、又は、当該事業年度の年間法人事業収入を証明できる書類であって、税理士による署名がなされたもので代替することを認めます。

(※10) 当該書類を提出できないことについて、合理的な理由があるものと北九州市長が認める場合には、対象月の月間法人事業収入については当該情報を記載した他の書類によることを認め、基準月の月間事業収入については基準年度の月平均の法人事業収入によることを認めます。

(※11) 国・地方公共団体からの助成金・補助金については、特定非営利分野の活動や事業の実施費用に対するものに限りです。

(※12) 確定通知書がない場合は、交付決定通知書の写しを提出してください。

(※13) 受取寄付金、受取助成金、補助金による収入を法人事業収入に含めて申請額を算定する場合のみ提出してください。

4-2 NPO 法人・公益法人等特例（2019 年・2020 年設立・認証の場合）

（1）該当要件

2019 年 1 月から 2020 年 12 月までの間に設立し、法人を設立した年を基準年とする特定非営利活動法人及び公益法人等（※14）であって、対象月の法人事業収入が、基準年の月平均の法人事業収入と比べて、30%以上減少していること

（※14）法人税法別表 2 に規定する公益法人等に該当する法人

（2）支給額の算定方法

= 基準年の年間法人事業収入 ÷ 基準年の設立・認証後月数（※15）

- 2021 年対象月の法人事業収入（※16）

（※15）設立・認証日の属する月から基準年の 12 月までの月数とし、設立・認証日の属する月も、運営日数にかかわらず、1 か月とみなします。

（※16）法人事業収入については、寄附金、補助金、助成金、金利等による収入等、株式会社等で営業外収益にあたる金額を除き、法人の事業活動によって得られた収入（国及び地方公共団体からの受託事業による収入や会費収入を含む。）のみを対象とします。ただし、以下の「寄付金等に関する要件」を満たす特定非営利活動法人は、受取寄附金、受取助成金・補助金による収入（ただし、提出書類「基準年度の受取助成金・補助金の一覧の写し及びそれぞれの額の確定通知書」として提出があったものによる）も算定に含めることができるものとします。

「寄付金等に関する要件」

- ① 寄附金等が事業活動と密接に関連しており、①設立当初の事業年度の活動計算書がある場合は、当該活動計算書における、寄附金等の額を経常収益の額で除した割合が、②設立当初の事業年度の活動計算書がない場合は、i) 認証申請時に所轄庁に提出した活動予算書のうちいずれかの事業年度における、寄附金等の額を経常収益の額で除して得た割合、及び、ii) 認証を受けた月から申請を行う日の属する月の前月までの、寄附金等の額を経常収益の額で除して得た割合が 50%以上であること。
- ② 対象月の特定事業収入が、その月の対象措置の影響により、基準年の認証を受けた月から同年 12 月までの月平均（認証を受けた日の属する月も、運営日数にかかわらず 1 か月とみなします。）の特定事業収入と比べて、30%以上減少したこと。
（対象月及び基準月の特定事業収入が確認できるものによる。）
- ③ 以下のいずれかに該当すること。
 - （ア）対象月の事業費支出が、その月の対象措置の影響により、基準年の認証を受けた月から同年 12 月までの月平均（認証を受けた日の属する月も、運営日数にかかわらず 1 か月とみなします。）の事業費支出と比べて減少していること。
 - （イ）（ア）に該当しない場合であって、事業の性質上、対象月の事業費支出が、その月の対象措置の影響により、基準年の認証を受けた月から同年 12 月までの月平均の事業費支出と比べて増加させる必要がある等の特別の事情が認められること。
- ④ 特定非営利活動促進法における特定非営利活動に係る事業について、設立当初の事業年度の活動実績があること。

(3) 提出書類

申請要領「9（1～4）申請に必要な書類」に定める書類に加えて、以下の書類を提出してください。ただし、「確定申告書（写し）」「月間売上を確認できる書類（写し）」については、当該書類に代えて a、b を提出してください（申請にあたっては、NPO 法人・公益法人等特例用の申請書（様式 1 - 2 号）をお使いください）。

- a 2019 年を基準年とする場合には設立・認証日の属する月から 2020 年の対象月と同じ月までを、2020 年を基準年とする場合には設立・認証日の属する月から同年 12 月までをその期間内に含む全ての事業年度の年間法人事業収入が確認できるもの（※17 例）活動計算書、事業活動収支計算書、事業活動計算書、正味財産増減計算書
- b 対象月の法人事業収入が確認できるもの（※18）
- c 「根拠法令に基づき公益法人等の設立について公的機関に認可等がされていることが確認できる書類等（写し）」
- d 基準年度の受取助成金・補助金（※19）の一覧（写し）及びそれぞれの額の確定通知書（※20）（写し）（※21）
- e 所轄庁に認証されていることがわかる書類（※21）
- f 対象月及び基準年の事業費支出が確認できる書類（写し）（※21）
- g 次に掲げるいずれかの書類（※21）
 - ・ 設立当初の事業年度の事業報告書のうち「事業の実施に関する事項」（写し）
 - ・ i) 設立当初年度の事業計画書、及び、ii) 認証を受けた月から申請を行う日の属する月の前月までの活動状況が確認できる書類

(※17) 受取寄付金、受取助成金、補助金による収入を法人事業収入に含めて申請額を算定する場合は「寄付金等に関する要件」に該当するか判断するために必要な内訳を含むものとしてください。

また、当該書類を提出できないことについて、合理的な理由があるものと北九州市長が認める場合には、当該事業年度の年間法人事業収入を証明できる書類であって、税理士による署名がなされたもので代替することを認めます。

(※18) 当該書類を提出できないことについて、合理的な理由があるものと北九州市長が認める場合には、対象月の月間事業収入については当該情報を記載した他の書類によることを認めます。

(※19) 国・地方公共団体からの助成金・補助金については、特定非営利分野の活動や事業の実施費用に対するものに限りします。

(※20) 確定通知書がない場合は、交付決定通知書の写しを提出してください。

(※21) 受取寄付金、受取助成金、補助金による収入を法人事業収入に含めて申請額を算定する場合のみ提出してください。

4-3 NPO 法人・公益法人等特例（2021 年 1 月から 3 月の間に設立・認証の場合）

（1）該当要件

以下のア及びイに該当し、2021 年を基準年とする特定非営利活動法人、公益法人等（※22）であること。

（※22）法人税法別表 2 に規定する公益法人等に該当する法人

ア 以下のいずれかに該当すること。

（ア）2021 年 1 月から同年 3 月までの間に設立した特定非営利活動法人、公益法人等であること

（イ）2020 年 1 月から同年 12 月までの間に法人を設立し、当該期間に法人事業収入を得ておらず、2021 年 1 月から同年 3 月までの間に法人事業収入を得ている特定非営利活動法人、公益法人等であること

イ 対象月の法人事業収入が、その月の対象措置の影響により、2021 年 1 月から同年 3 月までの間の法人事業収入の合計を 2021 年 1 月から同年 3 月までの間の運営月数（※23）で割って算出した額に比べて、30%以上減少していること

（2）支給額の算定方法

$$= 2021 \text{ 年 1 月から同年 3 月までの間の法人事業収入の合計} \div 2021 \text{ 年 1 月から同年 3 月までの間の運営月数} (\text{※23}) - 2021 \text{ 年対象月の法人事業収入} (\text{※24})$$

（※23）設立・認証日の属する月も、運営日数にかかわらず、1 か月とみなします。ただし、2020 年 1 月から同年 12 月までの間に設立・認証日があり、当該期間に法人事業収入を得ておらず、2021 年 1 月から同年 3 月までの間に法人事業収入を得ており、本特例を用いる場合は、運営月数を 3 とします。

（※24）法人事業収入については、寄附金、補助金、助成金、金利等による収入等、株式会社等で営業外収益にあたる金額を除き、法人の事業活動によって得られた収入（国及び地方公共団体からの受託事業による収入を含む。）のみを対象とします。ただし、以下の「寄付金等に関する要件」を満たす特定非営利活動法人は、受取寄附金、受取助成金・補助金による収入（提出書類「基準年度の受取助成金・補助金の一覧の写し及びそれぞれの額の確定通知書」として提出があったものによる）も算定に含めることができます。

「寄付金等に関する要件」

- ① 寄附金等が事業活動と密接に関連しており、提出書類「基準年の受取助成金・補助金の一覧（写し）及びそれぞれの額の確定通知書（写し）」における 2021 年 1 月から 3 月までの間の寄附金等の額を経常収益の額で除した割合が 50%以上であること。
- ② 対象月の特定事業収入が、その月の対象措置の影響により、提出書類「基準年の受取助成金・補助金の一覧の写し及びそれぞれの額の確定通知書」として」における 2021 年 1 月から 3 月までの特定事業収入の合計を 2021 年 1 月から同年 3 月までの間の運営月数で除して得た額と比べて、30%以上減少したこと。
(いずれも対象月及び基準月の特定事業収入が確認できるものによる。)

- ③ 対象月の事業費支出が、2021年1月から同年3月までの間の事業費支出の合計を2021年1月から同年3月までの間の運営月数で割って算出した額と比べた際に、以下のいずれかに該当すること。
- (ア) その月の対象措置の影響により、減少していること。
- (イ) (ア) に該当しない場合であって、事業の性質上、その月の対象措置の影響により、増加させる必要がある等の特別の事情が認められること。
- ④ 特定非営利活動促進法における特定非営利活動に係る事業について、設立当初の事業年度の活動実績があること。

(3) 提出書類

申請要領「9（1～4）申請に必要な書類」に定める書類に加えて、以下の書類を提出してください。ただし、「確定申告書（写し）」「月間売上を確認できる書類（写し）」については、当該書類に代えて a、b を提出してください。

- a 2021年1月から3月までの月ごとの法人事業収入が記載された書類（※25）
- b 対象月の法人事業収入が確認できるもの（※26）
- c 根拠法令に基づき公益法人等の設立について公的機関に認可等がされていることが確認できる書類等（写し）」
- d 2021年1月から同年3月までの間の受取助成金・補助金（※27）の一覧（写し）及びそれぞれの額の確定通知書（※28）（写し）（※29）
- e 所轄庁に認証されていることがわかる書類（※29）
- f 対象月及び2021年1月から同年3月までの間の事業費支出額が確認できる書類（写し）（※29）
- g 次に掲げるいずれかの書類（※29）
 - ・ 設立当初の事業年度の事業報告書のうち「事業の実施に関する事項」（写し）
 - ・ i) 設立当初年度の事業計画書、及び、ii) 認証を受けた月から申請を行う日の属する月の前月までの活動状況が確認できる書類

(※25) 受取寄付金、受取助成金、補助金による収入を法人事業収入に含めて申請額を算定する場合は「寄付金等に関する要件」に該当するか判断するために必要な内訳を含むものとしてください。

(※26) 当該書類を提出できないことについて、合理的な理由があるものと北九州市長が認める場合には、対象月の月間事業収入については当該情報を記載した他の書類によることを認めます。

(※27) 国・地方公共団体からの助成金・補助金については、特定非営利分野の活動や事業の実施費用に対するものに限りします。

(※28) 確定通知書がない場合は、交付決定通知書の写しを提出してください。

(※29) 取寄付金、受取助成金、補助金による収入を法人事業収入に含めて申請額を算定する場合のみ提出してください。

5 合併特例

(1) 該当要件

以下のア及びイに該当すること

ア 2021年以降に、売上を比較する2つの月の間で合併を行った中小法人等であること

(2020年以前に合併を行った場合、この特例は適用できません。ただし、2019年1月から2020年12月までの間に合併した法人は、「2-1 2019年・2020年新規開業特例(中小法人等)」を適用することができるものとします。)

イ 対象月における合併後の法人の売上が、基準月における合併前の各法人の売上合計に比べて、30%以上減少したこと

(2) 支給額の算定方法

= 基準月における合併前の各法人の売上合計 - 対象月における合併後の法人の売上

(3) 提出書類

申請要領「9(1~4)申請に必要な書類」に定める書類を提出してください。

なお、申請要領「9(1~4)申請に必要な書類」に定める書類については、合併後の法人に係るものを基本としますが、「確定申告書類(写し)」については、合併前の各法人に係るものを提出してください。

6 連結納税特例

(1) 該当要件

連結納税を行っている中小法人等であること

(それぞれの法人が支給要件を満たす場合、それぞれの法人が申請をできるものとします。)

(2) 支給額の算定方法

申請要領に記載の算定方法と同じ。

(3) 提出書類

申請要領「9(1~4)申請に必要な書類」に定める書類を提出してください。

なお、「確定申告書類(写し)」については、当該書類に代えて、「連結法人税の個別帰属額等の届出書(写し)」を提出してください。

7 罹災特例

(1) 該当要件

2018年又は2019年に罹災したことを証明する罹災証明書等を有する事業者であつて、罹災証明書等が証明している罹災日の属する年又はその前年を基準年とし、2021年の対象月の売上が、その月の対象措置の影響により、基準月の売上に比べて、30%以上減少したこと

(2) 支給額の算定方法

＝罹災証明書等が証明している罹災日の属する年又はその前年の対象月と同じ月の売上
－2021年対象月の売上

(3) 提出書類

申請要領「9（1～4）申請に必要な書類」に定める書類のほか、以下の書類を提出してください。

- ・罹災証明書等（写し）

なお、「確定申告書類（写し）」については、基準年及び2020年の対象月と同じ月をその期間内に含む全ての事業年度に係るものを提出してください。

また、支給額の算定については、申請書（様式1）の「支援金の算定に関する事項」に記入してください。基準年については、「罹災証明書等が証明している罹災日の属する年又はその前年」が分かるよう補記してください。

8 法人成り特例

(1) 該当要件

以下のア及びイに該当すること

ア 2021年以降に、売上を比較する2つの月の間で個人事業者から法人化した中小法人等（2020年以前に法人化した法人及び法人化前の個人事業者が既に支援金の支給を受けている場合、この特例は適用できません。ただし、2019年1月から2020年12月までの間に法人化した場合については、「2-1 2019年・2020年新規開業特例（中小法人等）」を適用することができるものとします。）

イ 対象月における法人化後の売上が、基準月における法人化前の個人事業者の売上又は基準年の月平均の業務委託契約等の売上に比べて、30%以上減少したこと

(2) 支給額の算定方法

＝基準月における法人化前の個人事業者の売上 －対象月における法人化後の法人の売上
ただし、給付額の上限額については、法人の設立年月日が2021年4月1日までである場合には20万円/月を上限とし、2021年4月2日以降の場合には10万円/月を上限とします。

(3) 提出書類

申請要領「9（1～4）申請に必要な書類」に定める書類に加えて、以下の書類を提出してください。

・以下のア又はイのいずれかの書類

ア 法人設立届出書（写し）（「設立の形態」欄において、「1 個人企業を法人組織とした法人である場合」を選択していること）

イ 個人事業の開業・廃業等届出書（写し）（「廃業の事由が法人の設立に伴うものである場合」欄に記載があり、その法人名・代表者名が申請内容と一致していること）

なお、申請要領「9（1～4）申請に必要な書類」に定める書類については、法人化後の法人に係るものを基本としますが、「確定申告書（写し）」については、法人化前の個人事業者に係るものを提出してください。

9 事業承継特例

※主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等は本特例を用いることはできません。

(1) 該当要件

以下のア及びイに該当すること。

ア 2021年以降に、売上を比較する2つの月の間に事業の承継を受けた個人事業者等（2020年以前に承継を受けた場合、この特例は適用できません。ただし、2019年1月から2020年12月までの間に事業の承継を受けた場合については、「2-2 2019年・2020年新規開業特例（個人事業者等）」を適用することができるものとします。）

イ 対象月の売上が基準月における事業を行っていた者の売上に比べて、30%以上減少したこと

(2) 支給額の算定方法

＝基準月における事業を行っていた者の売上－対象月における事業の承継を受けた者の売上

(3) 提出書類

申請要領「9（1～4）申請に必要な書類」に定める書類に加えて、以下の書類を提出してください。

○事業を行っていた者の死亡による事業承継でない場合

・以下のア又はイのいずれかの書類

ア 個人事業の開業・廃業等届出書（写し）（以下の要件を全て満たすもの）

- 「届出の区分」で「開業」が選択されたもの

- 2020年分の確定申告書に記載の住所・氏名からの事業の引継が行われているこ

とが明記されていること

- 「開業・廃業等日」欄において、開業日が2021年1月1日から同年4月1日の間であること
 - 收受日が2021年5月1日以前であること
 - 收受日付印が押印（e-Taxによる提出の場合は、「受信通知」が添付）されていること
- イ 上記ア以外で、開業日、所在地、代表者、業種及び書類発行/收受日及び事業の引継ぎが行われていることが確認できる公的機関が発行/收受した書類（写し）（以下の要件を全て満たすもの）
- 事業開始の年月日が2021年1月1日から同年4月1日の間であること
 - 收受日が2021年5月1日以前であること

なお、申請要領「9（1～4）申請に必要な書類」に定める書類については、事業の承継を受けた者の名義に係るものを基本としますが、「確定申告書（写し）」については、事業を行っていた者の名義に係るものを提出してください。

○事業を行っていた者の死亡による事業承継の場合

- ・以下のア及びイの書類

ア 以下の①又は②のいずれか

- ① 個人事業の開業・廃業等届出書（写し）（以下の要件を全て満たすもの）

- 「届出の区分」で「開業」が選択されたもの
- 2020年分の確定申告書に記載の住所・氏名からの事業の引継ぎが行われていることが明記されていること
- 「開業・廃業等日」欄において、開業日が2021年1月1日以降の死亡年月日から対象月の月末までの間であること
- 收受日付印が押印（e-Taxによる提出の場合は、「受信通知」が添付）されていること

- ② 上記ア以外で、開業日、所在地、代表者、業種及び書類発行/收受日及び事業の引継ぎが行われていることが確認できる公的機関が発行/收受した書類（写し）（以下の要件を全て満たすもの）

- 事業開始の年月日が2021年1月1日以降の死亡年月日から対象月の月末までの間であること

イ 以下の③から⑥のいずれか

- ③ 所得税の青色申告承認申請書（写し）（以下の要件を全て満たすもの）

- 「5相続による事業承継の有無」欄において、「有」を選択していること
- 相続開始年月日が申請日以前であること
- 被相続人の氏名が事業を行っていた者と氏名が一致していること
- 收受日付印が押印（e-Taxによる提出の場合は、「受信通知」が添付）されていること

- ④ 個人事業者の死亡届出書（写し）（以下の要件を全て満たすもの）
 - 「死亡年月日」欄が申請日以前であること
 - 「参考事項欄」において、事業承継の有無を「有」としていること
 - 「事業承継者」の氏名が申請者の氏名と一致していること
 - 收受日付印が押印（e-Tax による提出の場合は、「受信通知」が添付）されていること
- ⑤ 準確定申告書類の控え（写し）（以下の要件を全て満たすもの）
 - 死亡年月日が申請日以前であること
 - 氏名の欄に相続人として申請者の氏名が記載されていること
 - 收受日付印が押印（e-Tax による提出の場合は、「受信通知」が添付）されていること
- ⑥ 医療機関が発行した死亡を証明する書類（写し）（以下の要件を全て満たすもの）
 - 死亡年月日が申請日以前であること
 - 死亡者の氏名が事業を行っていた者の氏名と一致していること

なお、申請要領「9（1～4）申請に必要な書類」に定める書類については、事業の承継を受けた者の名義に係るものを基本としますが、「確定申告書（写し）」については、事業を行っていた者（死亡した者）の名義に係るものを提出してください。